

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則	五
訓令	五
告示	五
公告	五
福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	五
福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令	五
○ 公印を改刻しその使用を開始する件	五
○ 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件	五
○ 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	五
○ 青少年に有益な書籍として推奨する件	五
○ 青少年に有害な図書類として指定する件	五
○ 県営土地改良事業計画を定めた件	五
○ 道路の供用を開始する件	五
公告	五
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件三件	五
○ 宅地建物取引業法により業務の停止処分をした件二件	五
福島県労働委員会	五
○ 福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	五
○ 福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	五
○ 公文書の開示等及び個人情報の保護に関する事務決裁規程の一部を改正する規程	五

規則

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七号

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四号様式から第六号様式までの規定中「60日」を「3か月」で、「(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。」を「(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。」と改める。

同日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきであつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査による通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

とを命
法第43 二改める。

第二十号様式中「60日」を「3か月」で、「(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。」を「(1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合に起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定による通知を受けた場合

つて
は70 二改める。」

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（社会福祉課）

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令

福島県訓令第一号

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令

労働委員会事務局

福島県労働委員会事務局規程（昭和二十五年福島県訓令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十四 基本的な労働の知識（ワークルール）の普及啓発に関すること。
第十一号中「文書等の取扱い及び」及び「福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）（本庁機関に関する部分に限る。）」を削る。
別表事務局長の専決事項の欄第二号及び課長の専決事項の欄第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条に一号を加える改正規定及び第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（審査調整課）


告 示

福島県告示第四十九号

公印を次のように改刻し、平成二十八年三月一日その使用を開始する。
平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	公印の名称	印	公印管理者
20	福島県会津若松建設事務所長印		福島県会津若松建設事務所長

（文書法務課）

福島県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御山内科クリニック	福島市御山字仲ノ町九七―二	平成二十七年一月一日
絆診療所	南相馬市鹿島区寺内字塚合一二三―一	同 年 一月一日
かねこ内科・外科クリニック	耶麻郡猪苗代町大字千代田字油地六二―三	同 年 九月九日
さめがわ歯科医院	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿一八九―一	同 年 六月一日
あじさい薬局	福島市天神町二二―一〇	平成二十八年一月一日
アイン薬局会津若松店	会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原二七―一	平成二十七年一月一日
さくら薬局会津山鹿店	会津若松市山鹿町四―八	同 年 二月一日
カワチ薬局須賀川店	須賀川市陣場町一	同 日
ウエルシア薬局喜多方常盤台店	喜多方市常盤台四六―一	平成二十八年一月四日
スマイル薬局船引店	田村市船引町船引字南町通二二七―二	平成二十七年二月七日
アイン薬局南相馬店	南相馬市原町区旭町一―四七	同 年 一月一日
アイン薬局南相馬東店	南相馬市原町区高見町二―二三―一	同 日

アイン薬局猪苗代店	耶麻郡猪苗代町大字千代田字油地 六二一九	同 月九日
-----------	-------------------------	----------

(社会福祉課)

福島県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
御山内科クリニック	福島市御山字仲ノ町九七―二	平成二十七年九月三〇日
絆診療所	南相馬市鹿島区寺内字三里一―二四	同 年一〇月三二日
かねこ内科・外科クリニック	耶麻郡猪苗代町大字千代田字二百苅六九―二	同 年一二月八日
小島原医院	大沼郡会津美里町新屋敷字沢道西甲一五八四	同 年一〇月三二日
さめがわ歯科医院	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿一八九―一	同 年五月三十一日
あじさい薬局	福島市天神町二二―一六	同 年一二月三二日
クラブト薬局新白河店	白河市新白河二―一六〇	同 年一月〇日
スマイル薬局船引店	田村市船引町船引字南町通二―一七―一	同

エール薬局鹿島店	南相馬市鹿島区寺内字三里一―二四 寺内仮施設B二	同 年一〇月三二日
アイン薬局猪苗代店	耶麻郡猪苗代町大字千代田字二百苅六九―二	同 年一月八日

(社会福祉課)

福島県告示第五十二号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一三四	よるになると	松岡達英 作 (株)株式会社福音館書店	推奨対象 幼児及び小学生

(こども・青少年政策課)

福島県告示第五十三号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五九二	雑誌	チャンプロード 2016年2月号 (06231-02)	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五九三	雑誌	実話ナックルズSPEC IAL 衝撃の新春特大号2016 (68515-60)	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六五九四	雑誌	実話ドキュメント 20 16 2月号 (15115-2)	株式会社メデイ アポリー
------	----	------------------------------------	-----------------

(こども・青少年政策課)

福島県告示第五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、馬場西地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年二月八日から

同 月二十九日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津高田上三寄線	大沼郡会津美里町穂馬字天国甲九七八番一地从先から 同 郡同 町穂馬字北原乙一 三番一地从先まで	平成二十八年二月五日

(道路計画課)

公 告

公告第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により、日橋堰地区に係る県営農用水再編対策事業の工事は、平成二十七年十二月十日完了したので公告する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により、水門地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十七年十月二十二日完了したので公告する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により、糸沢地区に係る県営基幹農道整備事業の工事は、平成二十七年十一月二十日完了したので公告する。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第二十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五條第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 被処分者 株式会社東日本地所
所在地 郡山市虎丸町十六番三号
- 二 免許番号 福島県知事(七)第二〇四一五号
処分の種類及び期間
平成二十八年二月十二日から同月二十六日までの十五日間の業務の全部の停止
- 三 処分理由
宅地建物取引業法第六十五條第二項第二号に該当するため

公告第二十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。

平成二十八年二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 被処分者 春日土地建物株式会社

所在地 いわき市平字紅葉町四十三番地の三

免許番号 福島県知事（十二）第八〇〇五〇号

二 処分の種類及び期間

平成二十八年二月十二日から同年三月四日までの二十二日間の業務の全部の停止

三 処分理由

宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号及び第五号に該当するため（建築指導課）

（建築指導課）

福島県労働委員会

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第一号

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」と「裁決が」と、「決定の日」と「裁決の日」と改める。様式第十号中「対する不服申立て」と「対する審査請求」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不

服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）（第七条第四項、第十一条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規則第七条第四項中「条例第二十一条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一条において「整備条例」という。）（附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六十条の規定による改正前の条例第二十一条」と、改正後の規則第十条中「条例第二十一条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一条において「整備条例」という。）（附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六十条の規定による改正前の条例第二十一条」と、改正後の規則第九号中「第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第110号）（附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第六十条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条）」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規則第十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県情報公開条例第19条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第110号）（附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第六十条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項）」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。（審査調整課）

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第二号

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」と「裁決が」と、「決定の日」と「裁決の日」と改める。様式第二十五号中「対する不服申立て」と「対する審査請求」と、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」と、「不服申立ての内容」と「審査請求の内容」と改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県

条例第百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第三項第七号及び第二十一号、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規則第二条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の二」とあるのは「改正後の規則第二十二條の二」と、改正後の規則第二条第三項第二十一号中「条例第二十二條の三」と、改正後の規則第二条第三項第二十一号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第五條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第二十二條の三」及び「三か月」であるのは「60日」及び「審査請求」であるのは「異議申立て」及び「裁決」とあるのは「決定」及び「改正後の規則様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」及び「福島県個人情報保護条例第二十二條第一項」であるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第五條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第二十二條第一項」及び「審査請求に係る」であるのは「不服申立てに係る」及び「審査請求の内容」であるのは「不服申立ての内容」とする。

（審査調整課）

福島県労働委員会告示第一号

公文書の開示等及び個人情報の保護に関する事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月五日

福島県労働委員会

公文書の開示等及び個人情報の保護に関する事務決裁規程の一部を改正する規程

公文書の開示等及び個人情報の保護に関する事務決裁規程（平成七年福島県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表労働委員会の議決事項の欄一の2及び同欄二の5並びに事務局長の専決事項の欄一の2及び同欄二の5中「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）の規定による公文書の開示の請求に対する決定又は福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定（以下これらを「決定」という。）についての不服申立てであつてこの規程の施行の日前にされた決定に係るものについての改正後の公文書の開示等及び個人情報の保護に関する事務決裁規程別表の規定の適用については、なお従前の例による。

（審査調整課）